

## パブリックコメント概要書

### 多治見市下水道工事指定店に関する関係例規の改正について

多治見市下水道工事指定店（以下「工事指定店」という。）に対し、行政指導体制の強化・充実化を図るため、関係例規を再構築する。

1. 現在、多治見市工事指定店規程で定められている申請・更新・取消等の規定を多治見市下水道条例に規定し直すとともに、多治見市下水道工事指定店指定規程、多治見市下水道工事指定店の処分等に関する要綱の一部を改正
2. 処分要綱について、運用から10年を経過し、より実態に即した処分内容の一部を改正
3. 改正内容
  - (1) 多治見市下水道条例
    - ① 指定や更新・取消に関する内容を追記
    - ② 指定・取消等の周知に関する内容を追記
    - ③ 更新時の手数料を追記
  - (2) 多治見市下水道工事指定店指定規程
    - ① 条例に規定された内容を削除
  - (3) 多治見市下水道工事指定店の処分等に関する要綱
    - ① 指定更新時の処分期間引継を新たに規定
    - ② 周知方法を新たに規定
    - ③ 実態に応じた違反点数の見直し
    - ④ 報告又は資料提出に応じない場合を新たに規定
    - ⑤ 責任技術者が完成検査に立ち会わない場合を新たに規定
    - ⑥ 完了検査期日を拒み、遅延させた場合を新たに規定
    - ⑦ 下水道事業に対する信頼を著しく損なう行為をした場合を新たに規定
    - ⑧ 指定の効力停止期間の最短を120日に変更